

ディストリビューターモデル附則

本ディストリビューターモデル附則(以下「**ディストリビューター附則**」という。)は、パートナープログラム契約(以下「**本契約**」という。)の一部であり、パートナーによるお客様に対する提供物の非独占的なディストリビューターとしての指名に関する追加条件を規定するものである。本ディストリビューター附則で用いられる用語は、本ディストリビューター附則の最終項又は本契約の他の箇所にて定義されている意味を有する。

1. 指名及び認定

- 1.1 指名及び変更**
- シーメンスは、本契約及び関連する全てのパートナーポリシーに従い、本ディストリビューター附則の有効期間中、対象販売地域内のお客様に対して認定提供物に関する非独占的なディストリビューターとしてパートナーを指名する。パートナーは、お客様からの要求に自由に応じることができるが、パートナーがシーメンスの書面による事前承諾なしに、対象販売地域外又は対象販売地域内の指定アカウントに対して認定提供物等について、積極的にマーケティングを行うこと及び再販することを禁じる。本ディストリビューター附則の有効期間中、両当事者は書面にて合意することにより、対象販売地域及び認定提供物を随時更新することができるものとする。シーメンスは、(i) パートナーに対する 30 日前の書面通知（通知書、事業計画書への記載、パートナーポータルでの確認等）により、本ディストリビューター附則の期間中いつでも認定提供物又は対象販売地域のリストを変更する権利、但し、シーメンスは、認定の変更を制限する合理的な努力を行う（例えば、年に 2 回迄）。(ii) 対象販売地域内で認定提供物を直接販売する権利、(iii) 対象販売地域内で認定提供物を販売するためのチャネルパートナーを追加指名する権利を有する。
- 1.2 販売ライセンス**
- シーメンスは、パートナーに対し、本ディストリビューター附則の有効期間中、対象販売地域において認定提供物のサブライセンス、販売及びメンテナンスの提供を行う非独占的且つ譲渡不能なライセンスを付与する。認定提供物のライセンス付与は、名称変更、ブランド名変更、修正、若しくは拡張される又は他のソフトウェア又はハードウェア製品に組み込まれることなく、お客様に対して直接行う場合にのみ、できるものとする。
- 1.3 認定チャネルパートナー（二次店）**
- パートナーは、自己の関連会社、ディストリビューター又はリセラーに対し、パートナーに許諾された同じ条件及び範囲で、認定提供物等をさらに販売及びライセンス付与する権利を許諾することができる。但し、パートナーが、実質的に本契約と同等の認定チャネルパートナー（二次店）契約を締結することを条件とする。パートナーは、シーメンスからの要求に応じて、認定チャネルパートナー（二次店）との間で締結された契約書の写しをシーメンスに提供するものとする。シーメンスは、当該契約の第三受益者となり、シーメンスが希望する場合には、当該契約条件を直接執行する権利を有するものとする。パートナーは、シーメンスとの紛争又は訴訟に関与していることが判明している、又はシーメンスがパートナーに対して書面で合理的な基準に基づいて不適当と認めた認定チャネルパートナー（二次店）を指名しないものとする。
- 1.4 提供物に対する権原**
- パートナーは、本ディストリビューター附則に明示的に規定されている場合を除き、認定提供物を宣伝及び配布する権利を有するが、提供物を複製、出版、又は他者にライセンスを付与する権利は含まれないものとする。シーメンスは、提供物に関する全ての権利及び権原を明示的に保有し、提供物の複製、出版、販売及び頒布について、著作権その他の方法により独占的に保護する権利を有するものとする。購入したハードウェアの所有権は、シーメンスが全額受領後にパートナー又はお客様に移転する。
- 1.5 シーメンスアカデミックプログラムに基づく取引**
- シーメンスは、追加要件及び条件に基づいて、パートナーポータルで特定の提供物を適格な学術機関への販売対象として指定している。パートナーは、シーメンスの書面による事前の承諾を得た上で、パートナーが「アカデミック助成金アプリケーション」を交付した適格な学術機関に対して、学術用認定提供物を再販売することができるものとする。本条項は、パートナーが、本ディストリビューター附則が規定するシーメンスの商用提供物に関する標準条件に基づき、学術機関に対する認定提供物の販売を妨げるものではない。

2. 要件及び責任

- 2.1 人員配置要件**
- パートナーは、本ディストリビューター附則に基づくパートナーの義務を果たすために合理的に必要な技術的専門知識を有する人員及びリソースを雇用し、維持しなければならない。これには、対象販売地域内の各認定拠点において、少なくともトレーニングを受けた営業担当者 1 名及びアプリケーションエンジニア 1 名が含まれる。パートナーの営業及び技術スタッフは、認定提供物に関するシーメンスのトレーニング及び認定プログラムに参加することとする。当該トレーニングプログラムは、シーメンスの標準トレーニング条件に従うものとし、オンライン、シーメンスのオフィス、又はシーメンスが指定するその他の場所で開催するものとする。

- 2.2
パートナーメンテナンスのサポート及びカスタマーサクセスサービス
- パートナーは、パートナーポリシーに基づき、カスタマーサクセスサービスを提供するものとする。パートナー認定書に明記されている場合、パートナーは、年間 ME&S サービス又はサブスクリプションをパートナーから購入したお客様に対し一次保守サポートを提供するものとする。一次保守サポートを提供する場合、パートナーは、サポート対象の認定提供物、トレーニングを受けた技術スタッフ及びサポートスタッフ、並びに月次報告目的のコールトラッキングシステムを備えたサポートラボを維持するものとする。パートナーがお客様から提供された個人情報に関してシーメンスの処理者として機能する場合、パートナーは、www.siemens.com/sw-partner-dpa に記載される Data Privacy Terms を遵守する。
- 2.3
シーメンスサポート サービス
- シーメンスは、パートナーに対し、パートナーポータルで利用可能なセルフサービスサポートツール、セールスガイド、プレゼンテーション、デモンストレーション等、オンラインによる合理的な販売前テクニカルサポートを提供する。パートナー認定書に記載されたとおり、パートナーが一次保守サポートを提供する責任を負わない限り、シーメンスがカスタマー契約に記載された認定提供物において、お客様に対し販売後のサポートサービスを提供する。シーメンスは、カスタマー契約に従い、認定提供物向けに開発された全ての ME&S サービス及び拡張アップグレードを直接お客様に提供するものとする。また、シーメンスは、パートナーが本契約に基づく義務を果たすことができるよう、パートナーに対して拡張機能を提供するものとする。
- 2.4
お客様の連絡先
- パートナー及びお客様が別途合意する場合を除き、パートナーは、お客様に提供物及び付加価値サービスを販売するためにのみ、お客様記録を使用する。カスタマー契約においてシーメンスが負うセキュリティ、プライバシー、データ保護の確約は、提供物にのみ適用され、パートナーが開発又は提供するいかなるサービス、製品、トレーニング、又はその他の資料にも適用されない。パートナーの期限内更新を支援するため、シーメンス又はシーメンスの代理を務める第三者は、パートナーから購入したサブスクリプション又は年間 ME&S サービスの更新について、お客様に直接連絡することができるものとする。

3. 認定チャネルパートナー(二次店)

- 3.1
パートナーポータル
- シーメンスは、認定チャネルパートナー(二次店)に対し、認定提供物の販売において各々の役割遂行を目的として、パートナーポータル及びその他のシーメンスの情報へのアクセスを許可する場合がある。認定チャネルパートナーは、パートナーポータルへのアクセス権を得るには、事前にシーメンスが指定する形式でシーメンスと別途認定チャネルパートナー契約を締結する必要がある。
- 3.2
パートナーの責任
- シーメンスは、認定提供物のお客様への販売及びサブライセンスに関して、パートナーに限り取引を行い、購入注文書を受領する。パートナーは、認定チャネルパートナー(二次店)の選択及び契約の締結に関して単独で責任を負うものとする。パートナーと認定チャネルパートナー(二次店)との間の当該契約には、認定提供物の販売、及びその結果としてパートナーから認定チャネルパートナー(二次店)に提供される報酬に関する各当事者のそれぞれの役割を明記するものとする。パートナーは、以下の事項に同意し、承認する。(i) シーメンスは、パートナーと認定チャネルパートナー(二次店)間のいかなる契約の当事者でないこと、(ii) シーメンスは、認定チャネルパートナー(二次店)に対し、認定提供物の販売について補償する責任又は義務を負わないこと、(iii) 認定チャネルパートナー(二次店)は、シーメンスがパートナーに提供する資金調達プログラム又は報酬プログラムを含め、シーメンスからいかなる種類の資金調達又は報酬を受ける権利がないこととする。
- 3.3
コンプライアンス
- パートナーは、認定チャネルパートナー(二次店)がシーメンスの行動規範又は認定チャネルパートナー(二次店)に適用される同等の行動指針 (<https://new.siemens.com/global/en/company/about/corporate-functions/supply-chain-management/sustainability-in-the-supply-chain/code-of-conduct.html>)、及び適用される全てのパートナーポリシーを遵守することを保証するものとする。

4. 事業計画及び財務情報

- 4.1
年間事業計画
- パートナー及びシーメンスは、本契約の締結に伴い、最初の事業計画を作成し、本参照により、本契約に組み込まれるものとする。事業計画の一環として、当事者は、(i) 認定提供物又は対象販売地域を割り当て、(ii) 四半期又は提供物毎に区分した主要指標及び収益目標を割り当て、(iii) パートナーのパフォーマンスレベルを割り当て、(iv) 認定提供物に関するメンテナンス及びサポートサービスの提供に関するパートナーの義務を特定する。初回以降の各年間事業計画は、各暦年末の 30 日前迄に両当事者による相互合意により更新されるものとする。本ディストリビューター附則の期間中は、一方の当事者は、相手方当事者に書面で通知することにより、事業計画の変更に関する協議を開始することができる。
- 4.2
四半期毎のビジネスレビュー及び報告書
- パートナー及びシーメンスは、四半期毎のビジネスレビューの実施方法について合意する。更に、パートナーは、シーメンスの合理的な要求により自己の費用で、四半期毎に販売報告、売上予測及び人事報告書を提出するものとする。これらの報告書には、認定提供物、専門的なコンサルティング、及びお客様トレーニングサービスの販売に関する詳細が含まれる場合がある。お客様は、そのような報告書から、エンドユーザー価格等、競合に抵触する情報を除外するものとする。
- 4.3
パートナー情報及び
- 該当する場合、パートナーは、シーメンスがパートナーのクレジットアカウントを開設できるよう、シーメンスが合理的に要求する財務情報を提供するものとする。パートナーは、クレジットアカウントが確立

クレジットアカウント

されるまで、本契約に基づきシーメンスから直接購入することはできないものとする。シーメンスは、自己の合理的な裁量により、パートナーに対するクレジットをいつでも解除又は停止することができるものとする。パートナーは、シーメンスからの合理的な要求から 15 営業日以内に、最新の財務情報をシーメンスに提出する。

5. パートナーの報酬

5.1 パートナーの利益率

パートナーは、自己の裁量により決定する価格で、認定提供物をお客様に販売するものとする。本ディストリビューター附則に別途規定がない限り、パートナーは、購入国において、該当する認定提供物又はサービスをシーメンスリスト価格から割引及びパフォーマンス指標に規定するパートナー割引額を控除した金額を支払うものとする。パートナーがシーメンスに支払うべき金額とパートナーによる認定提供物の再販売価格との差額は、本ディストリビューター附則に基づき締結された販売に対するパートナーの報酬とする。パートナーは、割引及びパフォーマンス指標に従って割引を受ける権利を有するが、販売が成立した時点でパートナーが本契約及びパートナーポリシーの条件を遵守していることが条件となる。対象販売地域における認定提供物及びサービスのシーメンスリスト価格は、パートナーポータルにおいて開示される。シーメンスは、パートナーに 30 日前に通知することにより、随時、割引率及びパフォーマンス指標を修正し、又はリスト価格を変更することができるものとする。シーメンスは、パートナーポータルで価格設定又は割引率が改訂される前にシーメンスがパートナーに発行した見積書のリスト価格及び割引を、当該見積書が有効である限り維持するものとする。

5.2 シーメンスからパートナーへの取引リファラル

本ディストリビューター附則に基づきパートナーが受けることのできる割引及びパートナー特典は、パートナーによるセールスリードの創出、プリセールス活動の取り組み、お客様との取引完了、及びお客様に対する一定レベルのポストセールスサポートの提供に基づくものとする。状況によっては、シーメンスがこれらの活動の一部又は全体を実行し、特定の取引を完了するためにパートナーに紹介する必要がある場合がある。この場合、パートナーは、本ディストリビューター附則の要件に従ってお客様との取引を完了する責任を負うものとなり、パートナーが保持する報酬の基準は、パートナーポリシーに定めるパートナー履行条件に従って決定される。

5.3 パートナーからシーメンスへの取引リファラル

コンピテンシー不足、ポートフォリオとのギャップ等がある場合には、パートナーは、シーメンスが直接見込み客との取引を完了させることを意図して、シーメンスに取引を紹介する場合もある。シーメンスが当該紹介を受諾した場合、結果として生じる取引はシーメンスと見込み客の間で直接完了し、パートナーに支払われる報酬は、パートナーポリシーに定めるリセラー及びディストリビューターの紹介条件のみに従って決定されるものとする。パートナーは、パートナーポリシーに明示されるとおり、紹介の結果、全ての提供物が補償の対象となるわけではないことを了承する。

5.4 収益目標及びパートナー特典

収益目標が合意されている場合、収益目標の達成は、パートナーが本ディストリビューター附則において、対象販売地域内のお客様に対する全ての販売から生じる収益に基づき、各四半期末時点の累計によって判断されるものとする。パートナーが四半期末迄に累計収益目標を達成した場合、パートナーは特定のパートナー特典を受けることができる。パートナーが利用できるパートナー特典の内容及び種類は、パートナーポリシーに記載されたパートナーのパフォーマンスレベルに基づいて決定される。

5.5 プロモーション

シーメンスは、お客様及びパートナーに追加割引を提供するプロモーションを対象販売地域において実施することがある。プロモーションによる割引は、割引及びパフォーマンス指標に反映される価格設定及び割引に追加又は優先され、該当するプロモーションに記載される特別な条件の対象となる場合がある。

6. シーメンス提供物及びテクノロジー

6.1 デモンストレーション、 プリセールスサポート、 及びポストセールスサポート

シーメンスは、自己の合理的な裁量により、パートナーに対し、デモンストレーション用ソフトウェア又はクラウドサービスへのアクセス又はその複製を提供することができる。パートナーは、割引とパフォーマンス指標で指定された割引率でデモ用ハードウェアを購入することもできる。
<https://www.siemens.com/sw-terms/demo-license> で入手可能なデモンストレーションライセンス契約は、パートナーによるデモンストレーション用提供物の使用に適用され、参照によって本契約に組み込まれるものとする。パートナーは、(i) 見込み客に対する提供物のデモンストレーション、(ii) 顧客取引に対するプレセールスサポート、(iii) お客様に対する第一線のポストセールスサポート(本ディストリビューターモデル附則が義務付けている場合)、及び (iv) パートナーの従業員トレーニングを実施する場合に限って、デモンストレーション用提供物を使用することができるものとする。それ以外のデモンストレーション用提供物の使用は一切禁止とする。

6.2 トレーニング資料

シーメンスは、パートナーに対し、パートナー担当者のトレーニングの目的に限り、パートナーポータルを通じてトレーニング資料へのアクセスを提供する。パートナーは、本契約に明示的に規定されている場合を除き、トレーニング資料を使用、複製、開発、変更、派生著作物の作成、又はサブライセンスする権利を有しないものとする。パートナーは、本契約に規定される場合を除き、トレーニング資料

を、第三者への専門的なコンサルティングサービス又はトレーニングサービスの提供を含むがこれに限定されない別の目的のために使用してはならない。

6.3 その他の用途の 提供物

パートナーは、オーダー時に指定され、www.siemens.com/sw-terms で入手可能なシーメンスの標準条件に従い、本契約で認められた用途以外の目的で、提供物を購入することができる。パートナーが提供物と共に提供される API を使用する有効なライセンスを有する場合、パートナーは、個々のお客様向けのソフトウェア開発目的でアプリケーション・プログラミング・インターフェース (API) を使用することは、各々のケースにおいて、シーメンスの書面による明示的な事前承諾がない限り禁止されるものとする。パートナーは更に、パートナーがシーメンスと別途モデル附則を締結又は当該行為を許可する契約を締結しない限り、アプリケーション・プログラミング・インターフェース (API) を使用して開発したソフトウェアを他の第三者に再販、譲渡、リース、又はライセンス付与をすることは禁じられている。

6.4 Advantedge

シーメンスは、自己の裁量により、パートナーに対し、シーメンスの Advantedge のメソドロジー、テンプレート、ツール及びベストプラクティスを (Advantedge)、お客様に導入サービスを提供するための基礎として使用する権利を付与することができる。パートナーは、Advantedge がシーメンスによって開発されたものであり、シーメンスの所有権及び機密情報を構成することを了承するものとする。パートナーは、Advantedge の使用により生じた結果について、単独で責任を負うものとする。パートナーの Advantedge を利用する権利は、理由を問わず、本ディストリビューター附則が解除された時点で失効となる。Advantedge を利用する権利は、理由を問わず、30 日前までにシーメンスが書面で通知することにより終了できるものとする。

6.5 適用条件及び免責事項

本ディストリビューター附則に基づきパートナーに提供される提供物、トレーニング資料、又は Advantedge には、パートナーポータルに公開されるシーメンスの条件及びポリシーが適用されるものとする。当該提供物、トレーニング資料及び Advantedge は、商品性又は特定目的適合性の黙示的保証を含むいかなる保証もなしに「現状のまま」且つ「入手した時の状態」で提供されるものとする。

6.6 トレーニング資料及び Advantedge への変更

パートナーは、シーメンスの書面による事前の同意により、トレーニング資料又は Advantedge を変更することができるものとする。パートナーがトレーニング資料又は Advantedge を変更及びカスタマイズする権利は、以下の事項に限定する。パートナーが (i) 変更されたトレーニング資料又は Advantedge に自社のロゴ、商号又は連絡先情報を追加すること、(ii) 対象販売地域において、より効率的に、又は許容される範囲での使用のために、トレーニング資料又は Advantedge を翻訳又はその他の方法でローカライズすること、(iii) Advantedge 又はトレーニング資料の一部を切り捨て、再配置、又はパートナーが使用する他のメソドロジー、ツール、若しくは素材と結合させること。上記以外のトレーニング資料や Advantedge の変更は一切禁止する。当該変更又はパーソナライゼーションにより生じた著作物は、シーメンスのトレーニング資料又は Advantedge とみなされ、本条項に定める権利及び制限と同じ条件の対象となる。パートナーは、パートナーが提供する専門的なコンサルティング、トレーニング又は Advantedge サービスの提供に何らかの形で関連する第三者からの請求、損害、罰金及び費用 (弁護士費用及び経費を含む) について、シーメンス及びその関連会社を補償し、免責し、防御することに同意する。

7. オーダー及び支払い条件

7.1 オーダー

パートナーは、シーメンスの電子発注システム又はオンライン発注システムにより、提供物及びサービスのオーダーを行うものとする。パートナーは、本ディストリビューター附則に基づく全てのオーダーにおいて、書面及び署名に代えて電子発注システムを使用することに同意する。シーメンスがオーダーを受諾した時点で、そのオーダーは、パートナーがシーメンスから提供物又はサービスを購入するための有効な契約となる。パートナーがオーダーする際には、以下の情報が必要となる。(i) かかるオーダーには本ディストリビューター附則の条項が適用される旨の注記、(ii) 製品番号、数量及び正味価格により注文される提供物の詳細、(iii) 配送指示及び仕向地、(iv) 希望引渡日、(v) 該当お客様の氏名、住所及び電話番号。シーメンスは、該当する場合、該当するカスタマー契約が締結され、シーメンスが合理的に要求するその他の文書が提供されるまで、パートナーからのオーダーを受理しないものとする。シーメンスから合理的な要求がある場合、パートナーはシーメンスに対し、お客様の購入注文書の写し、又はシーメンスが許容するお客様のオーダーを確認できる書類を提供する。但し、エンドユーザー価格に関する項目はシーメンスに提出する前に削除するものとする。シーメンスは、その合理的な裁量により、オーダーに関する情報の不足や誤り、又は輸出コンプライアンスに関する懸念等を含むがそれらに限らず、いかなる理由によってもオーダーを拒否する権利を有するものとする。パートナーが、重要な点において虚偽、誤解を招く表現、又は不正確な内容を含むオーダーをしたことが判明した場合、シーメンスは、シーメンスが有する他の全ての権利及び補償に加えて、パートナーからの新規又は保留中のオーダーを拒否する権利を有するものとする。

7.2 リニューアル

オーダーフォームに明記されている場合、又は書面若しくはシーメンスの電子発注システム若しくはオンライン発注システムで当事者が別途合意した場合、該当する有料の認定提供物に関するサブスクリプション又は ME&S サービスは、一方の当事者がその時点の期間終了の 60 日前までに相手方に更新しないことを選択した旨を通知しない限り、自動的に更新されるものとする。更新期間は、前期の期間と 12 か月間とを比較し、期間が長い方が更新期間として適用される。更新されたサブスクリプション又は ME&S

サービスには、オーダーフォームに指定され、www.siemens.com/sw-terms で入手可能な、認定提供物に適用されるシーメンズの最新の標準条件が適用されるものとする。更新時の料金は、直前の期間中の請求料金と同額とする。但し、(i) シーメンズが現行の期間終了の 90 日前までに料金の変更についてパートナーに通知した場合、(ii) 更新期間の料金がオーダーに明記されている場合を除くものとする。

7.3 納入

- (a) **ソフトウェア** シーメンズがオーダーを受諾すると、シーメンズは、インストールが必要な認定提供物のソフトウェアをパートナーに提供するか、又はシーメンズが指定するウェブサイトから電子的にダウンロードすることにより、パートナーの選択で該当するお客様に直接提供することができるものとする。パートナー又はお客様に対する便宜のため、又はソフトウェアの特定の要素が電子的にダウンロードできない場合、シーメンズの選択によって媒体の物理的な発送を行う場合がある。米国、ロシア、中国又はインド国内で行われるソフトウェアの出荷には、EXW (工場渡し) 条件 (インコタームズ 2020) が適用される。その他の全てのソフトウェアには DAP (仕向地持込渡し) 条件 (インコタームズ 2020) が適用される。
- (b) **クラウドサービス** シーメンズがオーダーを受諾すると、シーメンズは、該当するお客様がアクセス及び使用できるよう、クラウドサービスで構成される認定提供物を提供する。クラウドサービスとソフトウェアの組み合わせで構成される提供物の場合、納入は、シーメンズによりソフトウェア及びクラウドサービスが利用可能になった時点で行われる。
- (c) **ハードウェア** シーメンズがオーダーを受領した時点で、書面による別段の合意がない限り、ハードウェア (組み込まれたファームウェアを含む) は、シーメンズの関連ハードウェア指定倉庫又は工場における FCA (運送人渡し) 条件 (インコタームズ 2020) にてお客様に提供するものとする。本条項に定める納入条件に従ってハードウェアをお客様に提供することは、当該納入後にシーメンズがハードウェアの輸送手配に関与する場合であっても、本ディストリビューター附則の目的上、「納入」とみなされる。

7.4 支払い

パートナーは、当事者間で別段の合意がない限り、全ての請求金額を請求日から 45 日以内に支払うものとする。お客様の提供物使用が合意された権限を超えた場合、シーメンズは、シーメンズが利用可能なその他の補償に加えて、パートナー又はお客様に対し、シーメンズのその時点のリスト価格で超過使用に対する追加料金の支払を請求する権利を有するものとする。提供物及び ME&S サービスに関する料金は、別途明記されている場合を除き、前払いで請求する。本契約に定めるその他の納税義務に加えて、提供物のダウンロード、配信又はアクセスは、当該ダウンロード、配信又はアクセスに起因する全ての税金、関税、配送及び保険費用、その他の全ての料金及び関連金額はパートナーの支払い対象となる。支払期日までにパートナーからの請求金額の支払いがない場合、シーメンズは、自己の合理的な裁量により、法律上、衡平法上又は本契約上認められるその他の賠償措置に加え、パートナーに付与したクレジット条項を取り消し又は停止し、パートナーに対して請求金額の支払いの更なる保証を求め、パートナーに対してオーダーした全ての提供物について前払いを要求し、又は本ディストリビューター附則又は本契約を解除することができるものとする。支払い期限の過ぎた金額は、月当たり 1.5%又は法律上許容される最高利率の内いずれか低い方の利率の遅延損害金が適用される。更に、請求書発行日から 45 日以内にパートナーから請求額の支払いがない場合、パートナーは前会計年度に得たパートナー特典を失うと共に、当四半期のパートナー特典を受ける権利を喪失するものとする。

8. カスタマー契約

8.1 カスタマー契約要件

認定提供物又はサービスへのアクセスを得る前に、お客様はカスタマー契約を締結しなければならない。

8.2 シーメンズ カスタマー標準条件

お客様は、シーメンズのオンライン電子契約システム又はシーメンズが指定する代替システムを使用して、オーダーで特定され、www.siemens.com/sw-terms で入手可能な、認定提供物に適用されるシーメンズの標準条件に合意することができる。学術用認定提供物のライセンス購入を希望する学術機関には、かかる標準条件に加えて、学術用補足条項への同意が必要となる。当該標準条件及び補足条項へのお客様の同意は、オンラインで「同意する」、「承諾する」又は同様のボタンをクリックするか、シーメンズが承認する他の方法を通じて行うものとする。当該承諾をもって、カスタマー契約はシーメンズとお客様との間の契約とみなす。パートナーは、お客様とパートナー間の取引の商業的条件について、お客様と独自の契約を締結するものとする。パートナーは、カスタマー契約の条件を変更することはできず、また、お客様の購入注文書又は類似文書において、認定提供物に適用される条件が変更されないようにする。お客様に認定提供物に適用される条件を変更する意図がある場合又はそれを試みた場合、パートナーは、シーメンズに対し、当該変更の結果シーメンズが被った費用又は損害について責任を負うものとする。

8.3 ディストリビューターカスタマー契約

シーメンズが書面で明示的に同意した場合、パートナーは、シーメンズの標準条件及び上記の自動プロセスの代わりに、お客様と直接カスタマー契約 (以下「ディストリビューターカスタマー契約」という。) を締結することができるものとする。ディストリビューターカスタマー契約は、既に締結された既存の契約書、又はパートナー及びお客様が締結する新たなカスタマー契約のいずれかの形式をとることができる。新規ディストリビューターカスタマー契約には、オーダーで特定され、

www.siemens.com/sw-terms で入手可能な当該認定提供物に適用されるシーメンスの現行標準条件と整合し、シーメンスに対する保護を損なわないものでなければならない。パートナーは、全てのディストリビューターカスタマー契約の記録を保持し、要求に応じて、締結済みのディストリビューターカスタマー契約の写しをシーメンスに提供するものとする。パートナー及びその認定チャネルパートナー(二次店)は、ディストリビューターカスタマー契約を履行するために合理的な取り組みを行うこととする。パートナーは、シーメンスから合理的な要求があった場合、ディストリビューターカスタマー契約に基づく自らの権利をシーメンスに譲渡し、シーメンスが提供物に関する権利を行使できるようにする。

9. 契約期間及び契約終了

- 9.1
契約期間
- 本ディストリビューター附則は、両当事者によって受諾された日から 1 年間有効とする。その後、本ディストリビューター附則は 1 年毎に自動更新されるものとする。いずれの当事者も、本契約の規定に従い、本ディストリビューター附則契約を終了させることができる。
- 9.2
契約終了
- シーメンスは、本契約の総則に定める解除権に加え、30 日前に書面で通知することにより、対象販売地域、パートナーの認定拠点、又は認定提供物に関するパートナーの権利を停止又は終了させることができる。部分的停止又は終了は、影響を受けない販売地域、認定拠点、認定提供物、又はシーメンスとその他のモデル附則又は個別契約に対する本ディストリビューター附則の継続適用に影響を及ぼさないものとする。
- 9.3
契約終了通知及び契約終了の効果
- 解除時において、パートナーは、新規又は更新されたサブスクリプション又は ME&S サービスに関して受領した割引の比例配分部分のみを保持する権利を有するものとする。比例配分は、該当する場合、パートナーが一次保守サポートを提供する日数を、サブスクリプション又は ME&S サービス契約の日数で割ったものに基づいて行われるものとし、本ディストリビューター附則の契約終了後は、パートナーは認定提供物に関する認定ディストリビューターとしての活動を停止し、パートナーが認定されていると一般に信じさせる可能性のある全ての活動を停止するものとする。契約終了通知期間中、シーメンスは、パートナーが他に有効なモデル附則を有しておらず、パートナーがオーダー又はステータス確認を行う上で支障がない限り、パートナーのパートナーポータル及びシーメンスセールス及びマーケティングシステムへのアクセスも終了できる。終了通知期間中、当事者はアカウントの円滑な移行を確保するために協力し、パートナーはシーメンスに対し、以下の項目を含むがこれに限定されない、全ての既存及び保留中のアカウントに関する完全な情報を提供する。(i) 全てのお客様の名称及び所在地、(ii) 全有効なサブスクリプションの所在地、(iii) 未決定の全てのお客様の ME&S サービス契約及び当該契約の残存期間、(iv) 全ての未決取引、(v) 全ての未決の専門サービス又はトレーニングプロジェクト、(vi) シーメンスに対する全ての支払額。

10. EU データ法

- 10.1
条項
- EU データ法 (EU 規則 2023/2854、随時改正) が適用され、且つ、同法によって定義される提供物がデータ処理サービスに該当する場合、<https://www.siemens.com/sw-data-act> で規定されている条件 (データ法追加条件) が当該提供物に適用されるものとする。
- 10.2
通知
- データ法追加条件に従い、シーメンス又はパートナーが、EU データ法に基づいて、お客様がデータ処理サービスを別のデータ処理サービスプロバイダー又はオンプレミス ICT インフラに切り替えるという意向を有している旨の通知をお客様から受領した場合、当該当事者は、速やかにその旨を通知するものとする。
- 10.3
料金
- データ法追加条項に従って提供物のサブスクリプションが終了した場合、以下の条件が適用されるものとする。
- (i) パートナーは、提供物に関する全ての未払い料金を、サブスクリプション期間が終了するまでシーメンスに支払うものとする。但し、切り替えの影響を受けたお客様のサブスクリプションの早期終了により、シーメンスが負担しなかった解約可能又は従量制のサードパーティクラウドサービス又はソフトウェアライセンスの費用については控除されるものとする。パートナーは、この控除額をお客様に還元することに同意するものとする。
 - (ii) パートナーがサブスクリプション期間の料金を前払いしている場合、シーメンスはパートナーに返金を行うものとする。当該返金額は、切り替えの影響を受ける提供物に対するお客様のサブスクリプションの早期終了により、シーメンスが負担しなかった解約可能又は従量制のサードパーティクラウドサービス若しくはソフトウェアライセンスの費用と同額とする。パートナーは、当該返金額をお客様に転送することに同意するものとする。

11. 定義

11.1 「認定 チャネルパート ナー（二次店）」又は 「Tier2 パートナー」	パートナーとの間で独立した契約を締結し、パートナーによる認定提供物等の販売を支援する法人を意味する。
11.2 「認定提供物」	パートナーが販売することを明示的に許可された、その時点における提供物のリストを意味する。認定提供物は、初回はパートナー認定書にて指定され、その後、本ディストリビューター附則に基づき随時更新される。
11.3 「事業計画」	パートナー及びシーメンスが本ディストリビューター附則の締結時に相互に作成し合意した事業計画 (両当事者は適宜更新することができる)。
11.4 「割引及びパフォーマンス 指標」	シーメンスがパートナーポータル等でパートナーに提供する、対象販売地域におけるシーメンス価格表からのパートナーの割引額、及びパートナー特典に関連する売上指標を記載した表を意味する。
11.5 「ME&S サービス」	シーメンス又はパートナーが提供するメンテナンス、エンハンスメント、テクニカルサポートサービスを意味する。
11.6 「指定アカウント」	シーメンスがパートナーポータルで指定するアカウントを持つ個人又は法人を意味する。指定アカウントに関わる両当事者の関係は第 1.1 条に記載する。
11.7 「オーダー」	シーメンスオーダーフォーム、ライセンスソフトウェア指定契約書 (LSDA)、又はお客様に提示される同様のオーダーフォームを意味する。
11.8 「パートナー認定書」	パートナーの初回の承認及び提供物を販売する権利を規定する個別のフォームを意味する。
11.9 「パートナー特典」	パートナーが受けることのできる追加の割引及び特典を意味し、割引及びパフォーマンス指標並びにパートナーポリシーに記載されている。
11.10 「収益目標」	各会計期間においてパートナーが達成すべき、相互に合意した目標の収益を意味する。シーメンスとパートナーは、年次事業計画プロセスにおいて、収益目標を設定する。
11.11 「サブスクリプション」	オーダーで特定される限定的な期間における提供物の使用权を意味する。複数年にわたるサブスクリプション期間に関しては、シーメンスは、期間中に新たなライセンスキーの発行を要求する場合がある。
11.12 「対象販売地域」	パートナー認定書に記載された地域 (特定の市場においては、更に制限される場合がある) を意味する。対象販売地域に関わる両当事者の関係は第 1.1 条に記載する。